

2017年5月14日

千坂校下町会連合会 町会長研修

前金沢市町会連合会アドバイザー 吉田正俊

テーマ：町会の役割と千坂コミュニティ組織 【持続可能な「まちそだて」】

1. 町会長さんはボランティア

ボランティアとは

- ・自由意思で、他人や社会に尽くす**奉仕者、篤志者**。
- ・自らも楽しみ、人を楽しませめて、人と生まれたるかひあり。(貝原益軒・樂訓)

2. 地域社会とは

- ・地域；土地の区切り。エリア。
- ・社会；**人間と自然が共生**（ともいき）して**共同生活**を営む人々の集団。
- ・地域社会；一定の社会的特徴を持った地域的範囲の上に成立している生活共同体。

3. 町会とは

町会の定義 【町会の目的】

- ・一定の地域に住む住民や事業所、不動産所有者で組織化された**共通の利益**のための任意の団体。
法的に規制されないが、神社奉賛金裁判で町会は**高度の公共的性格**を持つ団体に準ずるとされました。

4. 町会の特徴

町会の特徴

- ・概念；生活の場において**人間性***を回復する場所
- ・特色；便利屋（何でも屋）
- ・縁の下の力持ち。
- ・多機能性。
- ・伝統性を保持。
- ・特質；・地域の包括性。
- ・コミュニケーションの性格

*人間性とは、会的秩序を保つために一人一人が守るべき基準の道徳的品性、信頼関係をつくる

6. 町会の役割

町会の役割 【目的達成の手段】

- ①安全の確保 ・防犯 ・交通安全
- ・減災（自然災害）・火災（人為的災害）
- ②環境の保全と美化 ・生活廃棄物・地域美化
- ③施設の維持管理
- ⑤情緒的充足 ・レクリエーション
- ⑥行政との関係
 - ・協力・補完関係：行政が町会に協力依頼
 - ・要望的關係：町会が行政に要求する関係
 - ・連携、協働関係；相互互助

5. 町会の歴史 【町会長の誇り】

①唐の「5保の制」 ②江戸時代の「5人組制度」…近隣農民の相互扶助、行動の統制、連帯責任を課す機構 ③明治時代の近代、大正時代…隣保組織と改名。1037年日支事変で国策の浸透、生活の安定機能を町内会、部落会に要求 ③1940年「町内会部落会」法制化。1942年大政翼賛会に組み込まれ市町村の末端組織に編入される。 ④大東亜戦争敗戦で1947年GHQより（ポツダム宣言）戦争協力で町内会解散。1952年日本独立（サンフランシスコ講和条約）にて生活密着型機能活動の町会を市民、行政が必要性から急激に復活 ⑤1995年神戸淡路大震災で今までの活動で住民のつながり、連帯が出来ている被災地の自治会長は救助、救命、災害当日夕方には状況を整理し関係機関と連携し貢献した。

6. 地域社会を取り巻く社会情勢 【不安社会来たり】

見えてきた地域の課題 【不安社会を住民共有】

- ・世界：ポピュリズム、大衆迎合主義、自国第一主義、排外主義、
- ・国：財政難、福祉サービス低下
- ・自治体：コンパクトシティ、目的税（ごみ有料化）
- ・町会：自町会第一主義、排外主義、無縁化、役員主体
- ・人口減：地域消滅、持続可能性、空き家・地、
- ・家族形態と生活スタイルの変化：縮小家族、単身化（個人化）、
- ・地球環境崩壊：気候変動、天変地異・多様、大型化
- ・格差、差別社会：トリプルタウン

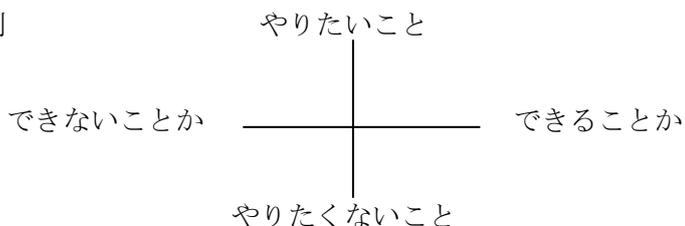
7. 町会長の使命

町会長の使命 【町会長のまちづくり】

- ・目的を果たすこと
- ・住民のつながり・絆、顔見知り地域社会をつくる
- ・人間関係の構築
- ・住民が人間の地域社会をつくることを導く。
- ・血縁、地縁、ネットワーク、クロスカップ、サークル、行政等との連携、協働の掘り起こし

*余白利用記載

- ・全ての人が生きることに責任を持つ社会が持続し発展します。（岡村理論）
- ・町会の課題解決整理例



- ・何かが不可能なこと自体に人間（町会長）を苦しめません。
可能であるのに何かに阻（はば）まれてできないことに人間は苦しみます。

8. これから（未来）の地域社会の形

「成長」から「成熟」幸せを感じる地域社会【誰がつくるか…町会長の「生き方」】

モノの豊かさを求めていた成長時代から**心の豊かさを求める成熟時代**には、人間主体の成熟地域社会の再生、まちおこしです。

その後、高度成長経済の破綻により、“国家”は官主導から**民自立**、自治体は市民との**協働政策**、しかし低迷する経済に“地域社会”では共通して抱える不安要因、国家財政、環境破壊、人口問題、災害リスク、人間性欠如、無縁社会、地域消滅、私たちはいま異なった事態に直面している。

回復を通じての成長は終わったのではないのでしょうか。みなさんが気づいている現状の問題からこれ以上目を背けることでなく、これからは人の「成熟」による**地域社会は支えられます**。

人間主体を軸にしながら諸個人の生活の質的充実、人間の品性の向上による地域社会の目指すべき価値は「成熟」が、これからの地域社会の取り組みです。成熟は**価値の多様性**を特徴とし人々が本当に生活の質的充実による**こころ豊かな社会**を実現するには何が優先課題なのか。日本人は働き方「生きがい」を覚えただけでも、「生き方」を覚えなかった。成長時代には行政に頼っていれば人間はバラバラでも生きてこられ、行政が決めたことに従っていれば不都合があっても幸せになれるいままでの時代でした。

現在は不安な社会の課題ははっきりしている。いまは社会生活を営んで行くためには、自分たちの地域社会は自分たちが判断し、自分たちの責任で決めていかなければなりません。

成熟社会は地域住民が「**安全で安心して誰でも喜びを感じ住み続けられる善いまち**」の地域社会を実現するには優先課題は、**絆（つながり）、コミュニケーション、地域文化、知的・教養水準**まで地縁団体の連携一体化の私たちが持っているソースの再生が大切で、個人は「新しい生き方」、地域社会は「新しいあり方」を多様に発見していく基盤を整えることが地域社会のコミュニティの本来の役目になります。

地域社会の課題解決には、「知識」が基本です。情報収集から課題を洗い出して整理し、解決すべき本質を見だし明確にし、対処方法がどこにあるかでアイデアは描けるでしょう。さらに「想像力」が大切です。

現在の低成長時代に新たな未来を切り開くには、「寛容」と「包摂」の新たな未来（これから）人間主体を軸に諸個人の生活の質的充実の「成熟」が地域社会の目指すべき価値で、これからの町会（地域社会）の取り組みです。

9. 町会運営、町会役員心得 【町会長の生き方】

町会長（リーダー）、町会役員の心得

- ・町会長はリーダー、役員はマネージャー
- ・未来のランドデザインを描くことができる人
- ・当たり前のことを当たり前に行う人
- ・平等な権利と参加を促進する人
- ・信頼関係を構築できる人
- ・コミュニケーション能力ある人
- ・住民に誇りや存在理由を与える力ある人
- ・社会環境の変化に対応でき変革する人。

- ・品性ある人
- ・住民主体
- ・説得力、透明性がある人
- ・人間には公平、社会には公正のこと

10. 誰が地域社会をつくるのか【住民が楽しみ自らの地域社会を創る住民力を引き出すのは町会長】

- ・地域づくりは、行政、町会長任せでなく住民も人権、尊厳を守り、自由、権利を保持し人間中心社会と共生社会を次世代に遺すことです。
- ・社会は人がいなければ成り立ちません。社会は人が生きることに責任を持たなければなりません、続きません。従って「官主導」から「民自立・自律」の地域社会創りです。
- ・人と人の絆、人と社会のつながりが最も大切で、人は人、社会につながりなしには生きられません

11. 住民の役割【住民が家の外に出れば温かい雰囲気包まれている地域づくり】

- ・挨拶できる人
- ・自らが「助けて」といえる人（受援力）
- ・住民がコミュニケーション力つける
- ・積極的に意見言えるひと
- ・活動に参加する人
- ・つながり、顔見知り積極的に
- ・挨拶する人

12. 2015年度コミュニティ相談窓口への主な相談

① 町会の問題

- イ,町会長のなり手がいない
- ロ,町会加入拒否、退会、(空き家所有者、活動無)
- ハ,町会活動は何をすればよいか
- ニ,町会活動に住民無関心

② 住民からの問題 (住民のニーズ)

- イ,会則なし、収支・総会など不透明
- ロ,町会役員の独裁、暴言、権力、仲間運営
- ハ,住民台帳の取り扱いが心配
- ニ,隣人トラブルに支援ほしい

13. 減災への備え

平時から減災への備え

- ・(意識)・災害は絶対起こる・油断したら起こる・歴史、経験、被災地から学ぶ。
- ・(平時から備える)(準備なき者偶然は助けない)→大局備へ未熟・タイムライン(防災事前行動計画)。ハザードマップ最大で読む。住民顔見知り、つながり社会。受援力(助けて)。ネットワーク拡大。災害訓練(安否確認以外)。被災まち整備計画。
- ・(発災)・想定外、未曾有。→パニック、情緒的不安(正確な情報)。正しく恐れる。
- ・(発災後)復旧期(超急性期)・いのちを守る、生きる、心のケア。(急性期、人間復興)・生活取り戻す、生活再建、心のケア。復興期(再建、復興、心のケア)地域の見直し。

13-2. 発災備えの教訓

備えていたことしか、役には立たなかった。

備えていただけでは、十分ではなかった。

最後にもの言うのは、一人ひとりの状況の判断と応用である。

心構えに必要なことは、歴史と経験の中からいくつでも見出せる。

1 4. 町会から新しい共助・地域社会コミュニティ

新しい共助・地域社会コミュニティ（町会さんありがとう、コミュニティさんよろしく）

（倉田和四生関西学院名誉教授原案、加筆訂正）

<p>これからの（未来）新しい共助：地域社会コミュニティのかたち</p> <p>千坂地域社会コミュニティ</p> <p>校下・地域町連が主体で諸地縁団体と連絡協議会</p>			町連会長 会長は
設置機能；			ワンストップサービス（社会資源へつなぎ）。居場所
特性；			地域性、共同性、絆・つながり性
生活密着型機能に町会機能追加；			町会の新しい役割
<p>① 手を携えて生きていく人間関係、評価・共感し寄り添う信頼関係を構築</p> <p>② ほんとうの愛による福祉救済サービス（ゲートキーパーなど）</p> <p>③ 社会への貢献（ボランティアなど）</p> <p>④ ネットワークの拡大、融合のクロスカップリング、連携、協働など</p>			
個人（自助）	町会（共助）	各種団体（共助）	団体グリーン
自己充足活動（自己実現） 個人対象	生活密着型活動 地域全住民対象	アソシエーション型活動 限定者対象	
クラブ・サークル、社会貢献 趣味・展示、文化の伝承 ボランティア、学び	[自己実現の欲求] 人と人のつながり 相互扶助、	文化、健康、福祉 教養、	コミュニティの取り組み
自己（満足）	[承認、尊重の欲求] 家族、仲間、地域住民	自己（満足）	↑ これまでの町会活動 ↓
友人、仲間	[所属と愛情欲求（つながり）] 家族、親睦、近隣	友人、仲間	
	[安全と保障の欲求] 防犯・防災、環境、衛生、問題の処理		
[生存への欲求] 生理的要求；食欲、睡眠、性欲、住居、衣服、貯金			

*余白利用：町会の種類

町会の種類		
加入	活動参加	2016,4,1 現在
・単位町会；	世帯単位。	住民全員。 1 1 7 8 町会

全国町会の呼称
・自治会、町内会、町会、部落会、区会、区

- ・認可地縁団体；個人単位。 住民全員。 181町会
町会保有財産を町会名義で不動産登記…市長認可（法人化）

15. 日本国憲法

国民は日本国憲法、【町会の会則（規則）…理念やルール、活動の礎】

日本国憲法3本柱

童話屋より

- ・民主主義…みんなが十分に自分の考えを話しあった後で、大勢の意見で物事を決めていくのが、一番間違いがないということになります。後の人はこの大勢の人の意見に、素直に従っていくのが良いのです。しかし多数の人も少数意見も十分に聞いてみんなが仲良くやっていく必要があります。（基本的人権の尊重）
- ・主権在民主義…「一番えらい」人は誰でしょうか、多数決で決めて国を治めていくので、一番えらいのは多数の国民であり、国民全体で決まったのであれば国民全員が一番えらいのです。民主主義は国民全体を考えて治めてゆきますので国民全体が一番えらいのです。（国民主権）
- ・国際平和主義…世界中の国と国、国民と国民、みんなが仲良くやっていかなければなりません。（平和主義）

*民主主義の基本は対話

16. 個人情報保護法

個人の権利、利益を保護する

個人情報に係る相談処理マニュアル（2005/2 独立行政法人国民生活センター発行）

- 1、近年、経済・社会の高速通信情報化の進展に伴い、コンピューターやネットワークを利用して個人の情報が処理され、今後も益々拡大している状況の下、個人の権利利益を保護することを目的としている「個人情報保護法」の法令から対象外の町会であるが、住民個人が識別できる「個人情報」、個人が知られたくない私的な事情の「プライバシー情報」、不当な差別に結びつく可能性が高い「センシティブ情報」はその性質上誤った取扱いをされると、個人に取り返しのできない被害を及ぼす恐れがある。このような個人の情報は町会、住民は法令云々でなく現在、未来において第三者に流出漏洩してはならない。

2、個人情報保護法

- ①個人情報の目的：個人の権利、利益を保護すること。
- ②個人情報内の内容：・生存する個人の情報 ・氏名、生年月日、住所等により個人を識別できるもの ・他の情報と容易に照合することにより個人を識別できるもの
- ③個人情報保護法の対象事業者：・国の行政機関 ・地方公共団体 ・独立行政法人 ・地方独立行政法人 ・民間事業者（最近6か月以内のいずれの日にも5000件以下の情報所有者は除外）**本年5月より町会（自治会）も対象団体の予定**
- ④個人情報保護法の適用条件：データベース化・コンピューターを用いて体系的に構成したもの
- ⑤紙面等で一定の規則（五十音別、年月日順等）で整理、分類したもの、目次等で検索

できるもの

⑥個人情報には、罰則規定はない。

○個人情報取扱い注意事項

項目	義務等
利用目的の 明確化 (町会の一般的な な利用目的)	<ul style="list-style-type: none">・利用目的をできる限り特定する。・災害や緊急時に家族に代わり「緊急連絡先」に連絡と安否確認などに使用。・子供の成人式や敬老会に主催者と照合などに使用する・強制できないが住民の命、財産を守る主旨を説明して情報提供をお願いする。
利用目的の制限	<ul style="list-style-type: none">・利用目的の範囲を超えた情報の取扱いは原則禁止。
適正な取得	<ul style="list-style-type: none">・偽りや不正の手段による情報取得は禁止。・本人に利用目的の通知または公表。
秘密の保持	<ul style="list-style-type: none">・本人の同意なしにみだりに第三者に提供の原則禁止。・コピー提出は原則禁止。・使用が終了しても同様であり、町会長や知りえた関係者は在職中や退職後も他に漏らしてはならない。
目的に合った 収集制限	<ul style="list-style-type: none">・目的に合った範囲内であり、本人以外からの収集は本人の同意を得る。
利用と提供制限	<ul style="list-style-type: none">・目的以外のために利用禁止。・目的なしに第三者に提供の禁止。・本人の同意を得ない第三者への提供は禁止。
適正管理	<ul style="list-style-type: none">・情報の漏洩、滅失や毀損の防止と適切な管理措置を講じる。
管理者、 保有者制限	<ul style="list-style-type: none">・情報保有者の開示と住民の同意を得る。・保有者の適切な監督。
正確性の確保	<ul style="list-style-type: none">・個人データの正確性、最新性の確保。
資料の返還	<ul style="list-style-type: none">・内容変更や転居者などの使用不可の場合は本人に返還
事故対応	<ul style="list-style-type: none">・流出漏洩等約束違反の事態が生じ、又は生じる恐れがあることを知った時は速やかに本人に連絡し指示に従うこと。
本人関与	<ul style="list-style-type: none">・目的外利用、不適正な取得、本人の同意ない第三者提供のデータ利用停止。・上記の場合本人の申し出があった場合はデータ返却。

*住民台帳の提出を求める場合は、特に必要な事項を台帳に記載し住民に約束するとよい。

*個人情報の保護と活用の在り方

- ・任意の団体町会は、緊急時の報酬はないが住民の命、身を守るなど大切なデータと認識し責任と重要な役割と理解し誇りを持ってほしい。
- ・個人情報が重要視されているのは、緊急時に必要な支援や連絡及び支援する資格、補足具

など事前に準備し、緊急時に迅速に対応するためである。

- 情報提供者の不安を和らげるように、地縁団体保管者は、家庭内では整理整頓された場所、情報のペーパーやパソコン、USBメモリーは整理して保管すること。